

2018年6月

平成30年改正不正競争防止法（不正競争防止法等の一部を改正する法律）の概要
～新設・限定提供データの不正使用等行為にかかる民事措置について～

2018年5月23日、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立しました。

今回の改正は、不正競争防止法の一部改正、工業標準化法の一部改正、特許法等の一部改正及び弁理士法の一部改正からなるものですが、本号においては、不正競争防止法の改正のうち、限定提供データの保護（新設）について、次号以降のニューズレターにおいては、技術的制限手段の保護（改正）及び特許法等の改正についてご紹介いたします。

なお、平成30年改正不正競争防止法の施行は、概ね、公布日から1年6か月以内に予定されています。

1 不正競争防止法の改正の経緯について

近年、データの利活用に注目が集まっています。その始まりは、2009年に「パーソナルデータは、インターネットにおける新しい石油であり、デジタル世界における新たな通貨である」と言われたころでしょうかⁱ。その後のクラウドサービスの普及とともに、「ビッグデータ」という言葉も頻繁に聞かれるようになりました。

また、我が国の中小企業においても、機械化、IT化が進み、日々、いわゆる産業データと呼ばれるデータが生み出されております。

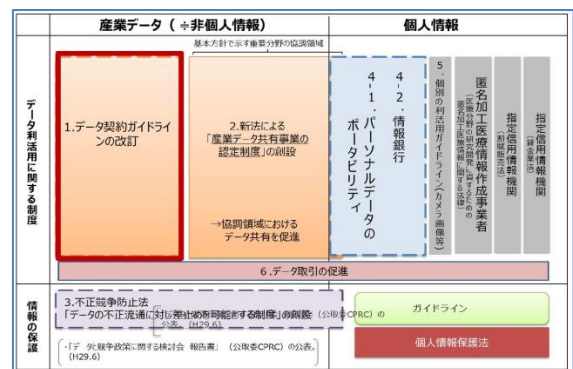
あわせて、AI（人工知能）、とりわけ深層学習等の機械学習に関する第三次ブームも到来し、できるだけ多くのデータを集めて学習させ、よりよい学習済みモデルを生成し、当該学習済みモデルをビジネスに反映させてい

きたいというビジネス創出の観点からも、データの利活用が注目されています。

このように、現在、多くのデータを集めて適切に分析し、分析結果や分析結果を踏まえて開発した製品、サービス、ソリューション等をビジネスに活かしていきたいということで、多くの企業がデータの利活用に取り組んでいます。

もっとも、BtoCの分野における、パーソナルデータを中心としたデータを巡る世界的な競争において、我が国は出遅れたと評価されていますⁱⁱ。

そこで、政府は、第二幕とされるBtoBの分野におけるデータの利活用について、価値あるデータを複数企業で共有しイノベーションにつなげていくべく、様々な政策・施策を検討・実行しています。今回の改正は、そのような政策・施策の一つです。



（AI・データ契約ガイドライン検討会（第1回）資料6 事務局提出資料（検討の方向性等）ⁱⁱⁱより）

具体的には、2016年12月5日から開催された産業構造審議会知的財産分科会営業秘密の保護・活用に関する小委員会において、「Connected Industriesの実現には、安心してデータをやり取りでき、データの創出・収

【監修者】パートナー 弁護士 生田美弥子
http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SYO20131105000000010

【執筆者】弁護士 阿久津匡美
http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SYO20160909163200968

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088 (代) / FAX 06-6202-1080-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F
TEL 03-5219-5151 (代) / FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F
TEL 092-263-9990 / FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

集・分析・管理等に対する投資に見合った適正な対価を得ることができる環境整備が重要」であると取りまとめられました。

その後、知財推進計画 2017（2017 年 5 月）及び「未来投資戦略 2017 —Society 5.0 の実現に向けた改革—」（2017 年 6 月 9 日閣議決定）において不正競争防止法の改正を視野に検討するとされ、これを受けて、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会が、検討を経て、2018 年 1 月、「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」を取りまとめましたiv。

当該中間報告においては、「データの不正な流通等に対する懸念及び新たな規律を求める声」として、たとえば、自動車産業関連の限定した者に提供している三次元高精度地図データについて、「商品データの転々流通により、自社の地図データの市場価値が失われ、採算が取れず投資が回収できなくなることを懸念」という当該データの提供事業者の紹介されました。また、「商品として広く会員にデータが提供される場合や、秘密保持義務のない緩やかな規約に基づきコンソーシアム内でデータが共有される場合等は、非公知性や秘密管理性が失われ、「営業秘密」としては保護されない」という不都合が指摘されました。

このような経緯を踏まえて、データを安心・安全に取引・活用できる事業環境を整備するため、今回の不正競争防止法が一部改正（「平成 30 年改正不正競争防止法」といいます。）されました。

これにより、「限定提供データ」に関する不正競争行為について民事措置が導入され、また、技術的制限手段の保護範囲（規制範囲）が広がります。

そこで、まず、本ニュースレターでは、世界で初めてといわれる、データに関する法制度整備である「限定提供データ」の保護についてご説明します。

なお、データの利活用に萎縮効果を生ぜしめずに普及啓発に努める観点から、平成 30 年改正不正競争防止法の施行は、概ね、公布日から 1 年 6 か月以内に予定されています。

2 「限定提供データ」の保護とは

平成 30 年改正不正競争防止法が施行されると、「限定提供データ」の不正取得・使用等に対して、損害賠償請求、差止請求、損害賠償額の推定規定等の民事上の救済が受けられるようになります。

このような保護を受けられる「限定提供データ」については、

- ①業として特定の者に提供する情報として、
- ②電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。（略）により相当量蓄積され、及び管理されている
- ③技術上又は営業上の情報
- ④秘密として管理されているものを除く

と定められています（平成 30 年改正不正競争防止法 2 条 7 項）。

もっとも、具体的な要件の内容については、2017 年 12 月 26 日から開催されている「不正競争防止に関するガイドライン素案策定ワーキンググループ」において、原則、非公開で議論されているところであり、当該素案の公表が待たれるところですv。

他方、現時点で参考になるものとしては、2018 年 6 月 15 日に経済産業省が策定・公表した「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の「データ編」viが挙げられます。

当該ガイドラインにおいては、『「限定提供データ」に該当すれば当該データの不正取得・使用等に対して、損害賠償請求、差止請求、損害賠償額の推定規定等の民事上の救済が受けられる。この「限定提供データ」にあたるためには、「限定的な外部提供性」の要件を充足する必要があり、秘密として管理され、保有者内での利用又は例外的に秘密保持契約を結んだ限定的な者に開示される「営業秘密」とは異なり、データ提供者が、外部の者からの求めに応じて、特定の者に対し選択的に提供することを予定しているデータであることが必要となる。この「限定的な外部提供性」を確保し、「限定提供データ」に係る著しい信義則違反類型（略）等の不正競争行為について救済を受けるためには、データ提供契約の中で第三者提供を禁止する条項を入れておくことが望ましい。』と説明されていますvii。そして、当該ガイドラインのデータ提供型契約のモデル契約書案においては、データに関する管理義務と秘密保持義務が書き分けられており（第 8 条、第 10 条）、今後の契約書作成の参考となります。

3 限定提供データに関する不正競争行為の内容について

最後に、限定提供データに関する「不正競争行為」がどのような行為なのかについてご紹介します。

大きくは、3つの類型に分けられます。

① 権原のない外部者による行為（平成30年改正不正競争防止法2条1項11号）

権原のない外部者が

- ・管理侵害行為によって、データを取得する行為
- ・その取得したデータを使用する行為
- ・その取得したデータを第三者に提供する行為

② 権原のある者による行為（平成30年改正不正競争防止法2条1項14号）

第三者提供禁止の条件で、データ提供者から取得したデータを、不正の利益を得る目的または提供者に損害を与える目的（図利加害目的）を持って、

- ・横領・背任に相当すると評価される行為態様（委託契約等に基づく当事者間の高度な信頼関係を裏切る態様）で使用する行為
- ・第三者に提供する行為

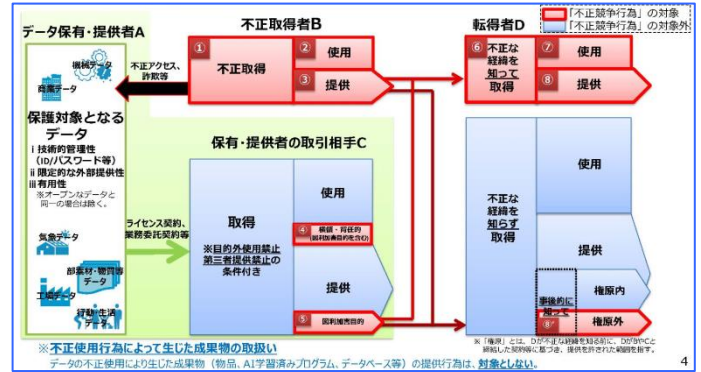
③ 転得者による行為（平成30年改正不正競争防止法2条1項12号～16号）

(i) 取得するデータについて不正行為が介在したことを知っている者が

- ・当該不正行為に係るデータを取得する行為
- ・その取得したデータを使用する行為
- ・その取得したデータを第三者に提供する行為

(ii) 取得時に不正行為が介在したことを知らずに取得した者が、その後、不正行為の介在を知った（悪意に転じた）場合、悪意に転じた後に、当該データを第三者に提供する行為

なお、不正競争行為によって生じた成果物については、たとえば、あるデータの集まりAを他のデータの集まりBとあわせて学習させて学習済みモデルが生成された場合に、データAもデータBも、学習済みモデルや学習用プログラムのレベルでは痕跡が見当たらないものであり、かつ、現在の技術では、当該学習済みモデルにデータAがどれくらい寄与しているか明らかとならないというような事情を踏まえて、データの不正使用により生じた成果物（物品、学習済みモデル、データベース等）の提供行為は、不正競争行為とはされていません。



(参考資料「不正競争防止法等の一部を改正する法律案（不正競争防止法、工業標準化法、特許法等）の概要」^{viii}より)

4 今後の情報管理（データ管理）について

平成30年不正競争防止法の施行を睨んで、今後は、たとえば、上記のように、契約書において秘密保持義務とデータ管理義務を書き分ける等、営業秘密としての管理をするのか、限定提供データとしての管理をするのか、それぞれどのような管理体制であれば不正競争防止法の保護を受けられるのか等について検討し、対応していくことが求められるでしょう。

以上

ⁱ 2009年3月に欧州委員会消費者保護担当委員のメグレナ・クネワ氏が述べた言葉である（World Economic Forum, "Personal Data: The Emergence of a New Asset Class", http://www3.weforum.org/docs/WEF_ITTC_PersonalDataNewAsset_Report_2011.pdf）。

ⁱⁱ 2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」において、「我が国は、第1幕のネット空間から生じる「バーチャルデータ」のプラットフォームでは出遅れた。しかしながら、第2幕の、健康情報、走行データ、工場設備の稼働データといった「リアルデータ」では、潜在的な優位性を有している。既存の企業や系列の枠を超えて、第2幕の「リアルデータ」でプラットフォームを獲得することを目指していく」とされている（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/zentaihombun_160602.pdf）。

ⁱⁱⁱ http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/data_keiyaku/pdf/001_06_00.pdf

^{iv} http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20180124001_01.pdf

^v http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/economy.html#soan_sakutei

^{vi} 経済産業省ニュースリリース「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定しました（2018年6月15日）<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001.html>

^{vii} 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン データ編」<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180615001/20180615001-2.pdf>

^{viii} <http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180227001/20180227001-3.pdf>